（国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正）

第十条　国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項中「第三十七条第二号、第三号及び第八号」を「第三十八条第二号、第三号及び第十一号（同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。）」に改め、別表第三風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の項中「第三十七条第二号、第三号及び第八号」を「第三十八条第二号、第三号及び第十一号（同条第二号及び第十一号については、第九十七条において準用する場合を含む。）」に改める。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の一部改正）

第十一条　犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第七条第五十六号」を「第六条第五十六号」に改める。

（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則の一部改正）

第十二条　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二号中「第七条第三十九号」を「第六条第三十九号」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び少年指導委員規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

告　示

○国家公安委員会告示第四十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（平成二十七年国家公安委員会規則第二十号）の施行に伴い、並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二十九条第二項（第九十八条において準用する場合を含む。）及び第百七条第二項（第百八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

平成二十七年十一月十三日

国家公安委員会委員長　河野　太郎

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会関係告示の整備に関する告示

（遊技料金の基準の一部改正）

第一条　遊技料金の基準（昭和六十年国家公安委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十六条第一項第三号ホ」に改める。

第二条中「第三十五条第一項第三号」を「第三十六条第一項第三号ホ」に改める。

（電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部改正）

第二条　電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十年国家公安委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八十二条第二項（第八十三条第二項」を「第二十九条第二項（第九十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第百七条第二項（第百八条第二項」に改める。

（十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示の一部改正）

第三条　十八歳未満の者が店舗型性風俗特殊営業の営業所等に立ち入ってはならない旨を表示するものとして国家公安委員会が定める標示（平成十八年国家公安委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「第四十六条第二項（第五十六条第一項及び第六十七条第一項」を「第四十七条第二項（第五十七条第一項及び第六十八条第一項」に改める。

附　則

この告示は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会の整備に関する規則の施行の日（平成二十八年六月二十三日）から施行する。

○総務省告示第三百九十六号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第二十四条において準用する健全化法第五条第五項の規定に基づき、同条第二項（第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告を取りまとめ、その概要を次のとおり公表する。

平成二十七年十一月十三日

総務大臣　山本　早苗

一　健全化法第二十四条において準用する健全化法第五条第二項の規定による報告の概要

1　資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因

兵庫県　たつの市　国民宿舎事業会計

・施設設置以後の増改築を行う際の収支計画で、利用者数の設定や収益増の見通しが安易であった

・リーマンショックによる景気の低迷や、新型インフルエンザ、東日本大震災等の影響で収入が大幅に減少

・資金不足解消のための資金調達を一時借入金に依存

2　計画期間

平成26年度　1年間

3　経営の健全化の基本方針

・赤とんぼ荘及び志んぐ荘は2荘一体の指定管理者制度を導入

・新舞子荘は、宿舎業の存続を条件として民間に売却

・不良債務は一般会計から支援を受けることで解消

4　資金不足比率を経営健全化基準未満とするための方策

・役割分担、責任の所在を明確化した新組織づくり

・運営体制・人員見直し、原価率の見直し及び保守管理料等高額支出科目の見直し

・食事メニューの改善、物販の改善及び農産物コーナーの開設により顧客ニーズに対応

・新舞子荘は平成26年度に売却し、売却益は企業債償還に充当する